

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会会員 殿

山形県県土整備部建築住宅課長
(山形県住宅・建築物地震対策推進協議会会長)

平成 29 年度山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習会 (山形会場)
の開催について (通知)

日ごろ、本県の建築住宅行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

被災建築物応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊や部材の落下などの二次災害を防止するため、阪神・淡路大震災時に初めて本格的に導入され、その後の中越地震や、東日本大震災、熊本地震においても大きな効果をあげております。本県では、平成29年3月末で1,092名の判定士を認定しておりますが、山形盆地断層帯を震源域とする地震の被害に対応するには、更に判定士の増員を図っていく必要があります。

つきましては、下記により判定士養成講習会を開催しますので、受講資格がある方への周知について、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、既に判定士に認定されている方の受講も可能であり、また市町村においては被災後の建築物の特性を理解するうえで参考になると思われまますので消防担当部局への周知についてもあわせてお願いいたします。

記

- 1 開催日 平成30年3月14日(水)
- 2 場 所 県庁10階 1001会議室(山形市松波二丁目8番1号)
- 3 講 習 13:30~16:00
- 4 受講申込み 別紙受講申込書により平成30年3月7日(水)までFAXでお申込みください。
- 5 受講資格 1級建築士、2級建築士、木造建築士、建築基準適合判定資格者、建築技術2年以上の行政職員
- 6 認定申請 講習会終了後に認定申請を受付します。
認定申請受付 16:00~
- 7 申請書類 顔写真2枚(カラー縦3cm、横2.5cm)をご持参ください。(行政職員は実務経験証明書、建築基準適合判定資格者は資格者登録証の写しも提出してください。)
申請書等はこちら↓のページからダウンロードできます。

(山形県ホームページ)

組織別一覧>県土整備部>建築住宅課>建築物耐震化担当>危険度判定について>
被災建築物応急危険度判定について>判定士の皆様へ

【担当】 県土整備部建築住宅課

建築物耐震化担当 舟越・佐藤

TEL: 023-630-2640 FAX: 023-630-2639

平成29年度

山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習会（山形会場）

受講申込書

申込期限：平成30年3月7日（水）まで

県庁建築住宅課 建築物耐震化担当 舟越 あて

（FAX：023-630-2639）

氏名	勤務先	連絡先（TEL）	※受講のみ

※ 既に判定士に認定されている方や受講のみご希望の方は、受講のみ欄に「○」印を記入してください。